

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五十三條まで（現行のとおり）</p> <p>（使用料等）</p> <p>第五十三條の二 知事は、別表第三の二に掲げる有料施設等の使用料を当該有料施設等の使用について、前条の承認を受けた者から徴収する。</p> <p>2 前項の使用料の額は、別表第三の二に定める額の範囲内において規則で定める。</p> <p>3 知事は、前条の規定により使用の承認に関する事務を行うに当たつて必要があると認めるときは、予納金を徴収することができる。</p> <p>4 前項の予納金は、使用料に充当するものとする。</p> <p>5 第一項の使用料及び第三項の予納金の徴収方法は、規則の定めるところによる。</p> <p>（利用料金等）</p> <p>第五十四條 指定管理者（第六十六條第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条、第六十二條及び第六十三條第二項において同じ。）は、別表第四に掲げる有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該有料施設等の使用について、第五十三條の承認を受けた者から收受する。</p> <p>2から6まで（現行のとおり）</p> <p>（無料公開等）</p> <p>第五十五條 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する日に特に必要があると認めるときは、知事は第五十三條の二第一項の使用料を、指定管理者は利用料金を減額し、又は無料で有料施設等を使</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五十三條まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（利用料金等）</p> <p>第五十四條 指定管理者（第六十六條第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条、第六十二條及び第六十三條第二項において同じ。）は、別表第四に掲げる有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該有料施設等の使用について、前条の承認を受けた者から收受する。</p> <p>2から6まで（略）</p> <p>（無料公開等）</p> <p>第五十五條 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する日に特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は無料で有料施設等を使用させることができる。</p>

用させることができる。

一 から三まで (現行のとおり)

第五十六条から第六十一条まで (現行のとおり)

(使用料等の不還付)

第六十二条 既納の使用料、占用料、予納金、利用料金及び利用予納金は、還付しない。ただし、知事は使用料、占用料及び予納金について、指定管理者は利用料金及び利用予納金について、相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

第六十三条から第六十六条の二まで (現行のとおり)

(指定管理者の指定の取消し等)

第六十六条の三 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 前項の場合にあつては、第五十三条の二及び別表第四の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「別表第三の二」とあるのは「別表第四」と、同条第二項中「規則で」とあるのは「知事が」と、同表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第六十六条の四から第七十三条まで (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

別表第二 (第四十六条関係)

種別	単位	使用料
土地	(現行のとおり)	(現行のとおり)
建物	(現行のとおり)	一万八千円

付記 (現行のとおり)

別表第三 (第五十一条関係)

一 から三まで (略)

第五十六条から第六十一条まで (略)

(使用料等の不還付)

第六十二条 既納の使用料、占用料、利用料金及び利用予納金は、還付しない。ただし、知事は使用料及び占用料について、指定管理者は利用料金及び利用予納金について、相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

第六十三条から第六十六条の二まで (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第六十六条の三 (略)

2 (略)

3 前項の場合における、第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「第四十四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の許可」とあるのは「第五十三条の承認」と、「自然公園施設又は附帯施設」とあるのは「有料施設等」と、「別表第二」とあるのは「別表第四」と、「規則で」とあるのは「知事が」とする。

第六十六条の四から第七十三条まで (略)

別表第一 (略)

別表第二 (第四十六条関係)

種別	単位	使用料
土地	(略)	(略)
建物	(略)	一万三百円

付記 (略)

別表第三 (第五十一条関係)

種 別	単 位	占 用 料
電柱及び標識から太陽電池発電施設まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
保育所その他の社会福祉施設	(現行のとおり)	九十四円
写真撮影のための常時占用からその他の占用まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)

付記 (現行のとおり)

別表第三の二(第五十三条の二関係)

一 有料施設の使用料

(一) テニスコート

名称	単位	使用料
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回(二時間以内)	四百円

(二) 宿泊施設

名称	種別	単位	使用料
東京都立大島	セントラル	一般	一入二 二千円
公園海のふるさと村	ロッジ	小学生(小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。)の児童をいう。以下同じ。)及び中学生(中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	泊 千六百円

種 別	単 位	占 用 料
電柱及び標識から太陽電池発電施設まで	(略)	(略)
保育所その他の社会福祉施設	(略)	九十二円
写真撮影のための常時占用からその他の占用まで	(略)	(略)

付記 (略)

(新設)

キャンプ場	テックテナントサイト	一般	泊	一人一	三百円	の中学部及びこれらに準ずるものを含む。)の生徒をいふ。以下同じ。) 年齢に達しない者(テックテナント使用の場合)
	テックテナントサイト	小学生及び中学生		百五十円		
	フリーテナントサイト	一般		二百円		
	フリーテナントサイト	小学生及び中学生		百円		
					八百円	

二 有料用具の使用料

種別	種類	単位	使用料
テックテナント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	四千円
フリーテナント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	二千円
毛布	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一枚一泊	二百円

別表第四 (第五十四条関係)

一 有料施設の利用料金

別表第四 (第五十四条関係)

一 有料施設の利用料金

(一) テニスコート

名称	単位	利用料金
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回(二時間以内)	四百円

(二) 宿泊施設

名称		種別	単位	利用料金
東京都立奥多摩湖畔公園山	ケビン	八人用	一室二泊	二万円
		四人用	泊	一万円
のふるさと村	キャンプ場	フリーテーン	一人二泊	二万円
		トサイト	小学生及び中学生	百円
東京都立多幸湾公園	キャンプ場	テックキテーン	一人二泊	千円
		トサイト	小学生及び中学生	五百円
		フリーテーン	一人二泊	四百円
		トサイト	小学生及び中学生	二百円
		フリーテーン	一人二泊	四百円
		トサイト	小学生及び中学生	二百円

名称		種別	単位	利用料金	
東京都立大島公園海のふるさと村	セントラル ロッジ	一般	一人二泊	二万円	
		小学生(小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。)の児童をいう。以下同じ。)及び中学生(中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。)の生徒をいう。以下同じ。)	一人二泊	千六百元	
		学齢に適しない者(ベッド使用の場合)	一人二泊	八百円	
		テックキテーン	一人二泊	三百円	
		トサイト	小学生及び中学生	百五十円	
		フリーテーン	一人二泊	二百円	
		トサイト	小学生及び中学生	百円	
		ケビン	八人用	一室二泊	二万円
		ケビン	八人用	一室二泊	二万円
		摩湖畔公園山		四人用	泊

二 有料用具の利用料金

種別	種類	単位	利用料金
テックテナント	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場合	五人用	(現行のとおりとおり)
		八人用	(現行のとおりとおり)
フリーテント	東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	(現行のとおりとおり)	(現行のとおりとおり)
	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場合	(現行のとおりとおり)	(現行のとおりとおり)
毛布		(現行のとおりとおり)	(現行のとおりとおり)

二 有料用具の利用料金

種別	種類	単位	利用料金	
テックテナント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組	四千元	
		泊		
	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場合	五人用	(略)	(略)
		八人用	(略)	(略)
フリーテント	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組	二千元	
		泊		
	東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村キャンプ場内において使用する場合	(略)	(略)	

のふるさと村	キャンプ場	フリーテント	一般	一人	二百円
		トサイト	小学生及び中学生	泊	百円
東京都立多幸湾公園	キャンプ場	テックテナント	一般	一人	千円
		トサイト	小学生及び中学生	泊	五百円
		フリーテント	一般		四百円
		トサイト	小学生及び中学生		二百円

	り)	
--	----	--

	東京都立多幸湾公園キャンプ場内において使用する場合	(略)	(略)
毛布		(略)	(略)